

泉佐野市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 泉佐野市において発生する児童虐待など児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第6条の3に規定する支援対象児童（障害児も含む）の問題に対し、各関係機関及び関係団体間における連携及び協力の確保を図り、要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護を行うため、法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として、泉佐野市要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下、「支援対象児童等」という。）の発見から支援に至るシステムを構築し、実践すること。
- (2) 支援対象児童等の実態を把握すること。
- (3) 支援対象児童等に関する情報交換及び支援内容等について協議すること。
- (4) 児童虐待の防止等、要保護児童対策を推進するための広報・啓発活動を行うこと。
- (5) 要保護児童問題についての研修を行うこと。
- (6) 前各号を推進するために、関係機関及び関係団体との連携を図ること。
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、要保護児童問題を解決するために必要な事業を行うこと。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる機関、団体等の関係者で構成する。

- (1) 泉佐野市こども部子育て支援課
- (2) 泉佐野市健康福祉部健康推進課
- (3) 泉佐野市健康福祉部地域共生推進課
- (4) 泉佐野市健康福祉部生活福祉課
- (5) 泉佐野市教育委員会学校教育課
- (6) 泉佐野市市民協働部人権推進課
- (7) 地方独立行政法人りんくう総合医療センター
- (8) 泉州南広域消防本部
- (9) 大阪府岸和田子ども家庭センター
- (10) 大阪府泉佐野保健所
- (11) 大阪府泉佐野警察署
- (12) 大阪府立佐野支援学校
- (13) 大阪府立岸和田支援学校
- (14) 大阪府立泉南支援学校
- (15) 泉佐野市社会福祉協議会
- (16) 泉佐野市民生委員児童委員協議会
- (17) 一般社団法人泉佐野泉南医師会
- (18) 一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会
- (19) 泉佐野民間保育協議会
- (20) 泉佐野子ども家庭サポーター協議会
- (21) 岸和田人権擁護委員協議会泉佐野市地区委員会
- (22) 一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
- (23) 社会福祉法人阪南福祉事業会児童家庭支援センター岸和田

(24) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関、団体等

2 前項に規定するもののほか、市長が適当であると認める者は、協議会の構成員とする。
(会議の種類)

第4条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議をもって組織する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、第3条第1項各号に掲げる機関、団体等の代表者及び同条第2項に規定するもののうち市長が適当と認める者をもって構成し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等の支援システム全体に関すること。
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。
- (3) 各関係機関、団体等の連携及び協力のあり方に関すること。
- (4) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (5) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、第3条第1項第1号から第7号まで及び第10号から第15号までに掲げる機関、団体等の実務担当者及び同条第2項に規定するもののうち市長が適当と認める者をもって構成し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等の支援システムに関すること。
- (2) 支援対象児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援対象児童等に関する情報交換及び支援内容等に関すること。
- (4) 児童虐待の防止等、要保護児童対策を推進するための広報・啓発活動に関するこ
と。
- (5) 要保護児童問題についての研修に関すること。
- (6) 協議会の年間活動方針案の策定及び代表者会議への報告に関するこ
と。
- (7) 個別ケース検討会議における困難事例の対応への評価に関するこ
と。
- (8) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項に関するこ
と。

2 実務者会議に児童虐待防止部会、障害児支援部会、周産期支援部会及び教育支援部会の専門部会を置く。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、実務者会議の構成員のうち、個別の具体事例に関する機関、団体等の関係者をもって構成し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関するこ
と。
- (2) 個別の支援対象児童等に対する支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の
共有に関するこ
と。
- (3) 個別の支援対象児童等に対する支援方針及び支援計画に関するこ
と。
- (4) 個別の支援対象児童等の主担当機関及び主たる支援機関の決定、並びに各関係機
関の役割分担に関するこ
と。
- (5) その他個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項に関するこ
と。

2 市長は、個別ケース検討会議の設置目的を効果的に達成するために必要があると認め
るときは、個別ケース検討会議の構成員以外の者に対し、個別ケース検討会議に出席を
求めることができる。この場合において、市長は、求めに応じて出席した者に対し、個
別ケース検討会議の協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求
めるものとする。

(会議の運営)

- 第8条 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議にそれぞれ座長を置く。
- 2 座長は、第3条第1項第1号に定める機関の職員が務め、会議を招集し、会議の進行を担当する。
- 3 座長に事故のあるとき又はその他これに類する場合は、座長があらかじめ指名する者が座長の職務を代行する。

(要保護児童対策調整機関)

- 第9条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関（以下、「調整機関」という。）として、こども部子育て支援課を指定する。
- 2 法第25条の2第5項に規定する調整機関の業務は、次の各号に掲げる業務とする。
- （1）協議会に関する事務の総括に関すること。
- ア 協議事項や参加機関の決定等、協議会開催に向けた準備に関すること。
- イ 協議会の議事運営及び議事録の作成並びに資料の保管に関すること。
- ウ 個別ケースの記録の管理に関すること。
- （2）支援対象児童等に対する支援状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(秘密の保持)

- 第10条 協議会の構成員は、正当な理由がなく、当該会議及び当該会議の活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。また、協議会の構成員を辞した後においても同様とする。

(補則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月13日から施行する。
- 2 泉佐野市子どもの虐待防止・障害児支援ネットワーク連絡会議設置要綱（平成14年12月12日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月25日から施行する。